

(三) 内務省——所管國有財産

橋 梁

道 路

河 川

警察電話

(四) 外務省——所管國有財産

(五) 大藏省——所管國有財産

雜種財産

金銀その他貴金屬地金

鑄貨

所藏財貨の算出は經濟安定本部が行つた  
所藏財貨の算出は經濟安定本部が行つた  
同

(六) 司法省——所管國有財産

(七) 文部省——學校、研究所、圖書館、博物館及その所藏財貨

神社、寺院、教會及その所藏財貨

その他國有財産

實際には無し

公私有のすべて及官有の所藏財貨の算出は經濟

安定本部が行つた。

同

實際には無し

(九) 農林省——所管國有財産

農業用倉庫

實際には無し

食糧品工場

製材工場

林野樹木

同

實際には損害保險中央會調査のものを採用した

(二) 商工省——所管國有財産

工業 (生産能力被害)

所藏財貨の算出は經濟安定本部が行つた

(一) 運輸省——國鐵

私鐵

諸車

船舶

港灣

氣象

その他國有財産

(三) 逓信省——郵便

電信

電話

放送

その他國有財産

(三) 官内府——舊宮内省所管財産

(四) 損害保險中央會(民間團體)——工業關係財産

(註) 各省所管國有財産には雜種財産をも含める。

2. 官有、公有、私有の區別

各財貨の被害は夫々官有、公有、私有に分ち調査したが、その區別は左の如くである。

- (一) 官 有 —— 罹災時に國有及舊宮内省所有であつたもの。
- (二) 公 有 —— 罹災時に地方自治團體所有であつたもの。
- (三) 私 有 —— 罹災時に民間所有であつたもの。

3. 評價基準

被害額の評價は原則として再生産價格によらず左の如き「一般評價基準」を定め臺帳價格を基礎とし經過年數による減耗を斟酌した終戦時(昭和二〇年八月)價格によつた。

- (一) 原則として財産臺帳價格の明瞭なものは當該臺帳價格を基礎とし之を物價指數により計算した昭和二〇年八月(終戦時)現在價格より經過年數による償却額を差引いて評定する。
- (二) 財産臺帳の焼失其他により臺帳價格の明瞭でないものは例外として右に準じた價格を基準として之を物價指數により昭和二〇年八月現在價格を評定する。

- (三) (一) によることと不可能なる場合は止むを得ず昭和二〇年八月現在の適正價額(公定或は之に準ずる價格)による被害額を評定する等の例外を認める。
- (四) 尚「物價指數」はすべての財貨について日銀調東京卸賣物價總平均指數を一律に適用する。

4. 調査方法

前項「評價基準」による被害額の算出の爲各官廳に於ては夫々終戦後作成した既成統計資料を使用した外、今回新に「代表的實地調査」及各地方への「照會調査」を行つた。

三、分類及集計

以上の要領により各官廳に於て作成された戦争被害基礎統計資料の分類集計及國富喪失總額の算出はすべて經濟安定本部總裁官房調査課に於て行つた。

集計に際しては整理の都合並びに國富との比較に便なる點を考慮し、從來の國富の項目に準じこれを左の如く分類した。

戦争被害分類項目

國富分類項目

- 建築物
- 道路
- 港灣
- 橋
- 林野
- 工業用機械器具
- 鐵道及軌道
- 諸車
- 船
- 電氣及瓦斯供給設備
- 電信、電話及放送設備
- 水道設備
- 所藏財貨
- 家具家財

- 建築物
- 土地
- 港灣
- 橋
- 樹木
- 工業用機械器具
- 鐵道及軌道
- 諸車及航空機
- 船
- 電氣及瓦斯供給設備
- 電信及電話設備
- 水道設備
- 所藏財貨
- 家具家財

船 (艦艇を含まず)

船 (艦艇を含む)

生産品、仕掛品、資材、原料  
 鑄貨及金銀その他貴金屬地金

生産品  
 鑄貨及金銀地金

工業用以外の機械器具  
 圖書館所藏圖書  
 國寶、史蹟、名勝  
 その他

工作物、機械器具（工業用以外）  
 圖書館、博物館の所藏品  
 その他  
 兵器  
 家畜家禽  
 鑛山

この分類項目には従來の國富の分類項目の「鑛山」「家畜家禽」「航空機」「兵器」が全く除外してあるがこれは前二者については被害が僅少であり、後二者については本調査の趣旨より當然除外すべき項目であると認められた爲である。この他「土地」は「道路」以外の被害を僅少と見「道路」を獨立の項目とし、「港灣運河」は「港灣河川」とし、「樹木」はこれを廣く「林野樹木」とし、「電信電話設備」には「放送」を加えた。  
 四、今次戦争による國富被害總額並項目別被害一覽表  
 以上によつて求められた國富被害總額並項目別被害を表示すれば左の如くである。

項目別國富被害一覽表

區分	官有		私有		合計
	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	

建築	一、六二六、二三五	一、三〇六、七一五	一四、一九三、二九七	一七、二二六、二四七
道路	二四三、七八三			二四三、七八三
港灣河川	一三、七七八	二〇、五一五	二、六五七	三五、〇九〇
橋梁	五五、〇九七		五、八二八	六〇、九二五
林野樹木	四一七			四一七
工業用機械器具	二四一、一一三	八八七	四、四六七、六八三	四、七〇九、六八三
鐵道及軌道	八八、〇六八		一六、四〇七	一〇四、四七五
諸車	一〇二、二二四	一〇、八九七	二五八、六四三	三七一、六六四
船隻	九五、二四一	一九、四三六	六、四四九、四二六	六、五六四、一〇三
電氣及瓦斯供給設備	五三、二六五		八四四、六一八	八九七、八八三
電信電話及放送設備	一六九、五二三	六三、一〇九	一〇、四八一	二四三、一一三
水道設備		一一九、五二五	一五一、五八二	二七一、〇九七
所藏財貨	一、〇五五、六六八	五七四、九〇四	一五、八一三、八八八	一七、四四四、四六〇
家具家財	八四八、七六一	五六五、五〇三	八、一四三、一七八	九、五五七、四四二
生産品等	二〇六、八九九	九、四〇一	七、六四七、一三七	七、八六三、四三七
鑄貨及金銀その他貴金屬	八		二二三、五七三	二二三、五八一
雜	一、〇七四、二〇二	一二八、三九五	三九六、二一四	一、五九八、八一
合計	四、八一八、五一四	二、二四四、三七三	四二、六一〇、七二四	四九、六七三、六一一

## 第二、各論

### 一、建築物

こゝに云ふ建築物とは附屬工作をも含めた一切の建築物のことである。従つて本調査では、住宅、工場を初め神社寺院停車場、その他用品庫等に到る迄すべての建築物が調査対象となつたが、調査に當つてはこれらを官有、公有、私有の三者に大別し、官有については各官廳が、公有、私有については更にこれを建築物の種類によつて分類し夫々につき關係各官廳が調査に當つた。尙被害の評價はすべて一定基準によつてなさるべきであつたが、今次戦争による建築の被害は莫大量に上り且資料の不備、焼失等により多少の不統一は免れなかつた。この爲これについては以下に於て各建築物について詳しく説明することとした。

#### 1. 官有

官有建築物の戦争被害額は、原則として左記「戦災官有財産評價基準」(以下「評價基準」と略稱す)により關係各官廳に於て夫々算出した。

尙これは「一九四七年一月四日A.G.六〇二日本政府に返還された舊軍施設の評價基準」を参考とし定めたものである。

#### 戦災官有財産評價基準

(一) 財産臺帳價格の明瞭のものは當該臺帳價格を基礎とし之を物價指數により昭和二〇年八月現在の價格を評定する

(二) 財産臺帳の焼失其他により臺帳價格の明瞭でないものは右に準じた價格を基準とし之を物價指數により昭和二〇年八月現在の價格を評定する。

(三) 物價指數は日本銀行調査の卸賣物價指數を採用する。

(四) 昭和元年以前に建築したものは設計規格も良好であり且相當の補修がしてあり、將來の耐久を考慮して一應昭和元年に建築したものと看做し當該年次に取得した價格として物價指數を用ひ計算した額より經過年數による償却額を差引いて評定す。

(五) 昭和元年以降に建築したものは夫々の建築年次に於ける價格に對し物價指數を用ひて計算した額から經過年數による償却額を差引いて評定する。

(六) 木造建物は別表「木造建物程度區分表」によつて甲種、乙種、丙種に區分する。

耐久年數は

鐵筋、鐵骨コンクリート造	六〇年
煉瓦造	六〇年
本造	三〇年
甲種	三〇年
乙種	二〇年
丙種	一〇年

(七) として計算し耐久年數經過後の残有價額は取得價格に物價指數を用ひて計算した價格の三〇%とする。

(八) 工作物の評價方法も建築物に準じ計算する。但し、耐久年數は木造及之に類似のものは一五年、鐵・コンクリート、煉瓦及これに類似のものは四〇年とする。

別表、木造建物程度區分表

程度	構造			程度			摘要
	基礎	屋根	床	壁	内壁	天井	
甲	布コンクリート 又は布煉瓦造	一般に瓦葺	タタミ敷及び 板張一部コン クリート叩き	下見板張又は モルタル塗	漆喰塗腰羽目 板張又は モルタル塗	打揚板 張漆喰 塗等	乙、丙に該當 しない一般半 永久的建物
乙	コンクリート ブロック地形	瓦葺波形スレ ー卜波形鋸 板	一部叩き 張	押縁下 見板張	羽目張板 合板張	竿井縁 天板張	舊陸軍建築、 戦時構造規格 程度のもの
丙	枕打土葺管又 は堀建造	杉皮葺、ル フィンダ葺	板張一部土間	同 右	羽目板張 間仕切片面張	なし	一般に平家建 假築で乙以 下の程度のも の

(備考) 構造程度欄は一般代表的のものを記入したものであるから之と違つたものに就いては實物について  
適當に判断して區分すること。

(一) 總理廳關係(總理廳官房會計課調)

所管官有建築物につき「評價基準」により算出した。

區分	數	量	被害額(千円)
建物	一二件	五、三二八坪	二、四五四
工作物	一二件	—	二、二二二
計	—	五、三二八坪	二、六七六

(二) 内務省關係

(1) 廳舎(内務省大臣官房會計課調)

原則として「評價基準」によつたが、「建築経年數」は現狀に於て調査困難なるを以て一應昭和一七年現在を建築年次の基本と見做して算定した。なほ償却額については一應すべてを六分の一の減(耐久年數三〇年経過年數五年)として算出した。

本調査算出基礎は「昭和二十一年五月一七日藏國第五二八號」による大藏省よりの要請により各都道府縣より資料を徴收し取纏めた戦争被害状況調による。

區分	數	量	被害額(千円)
住宅(住宅)	二五〇戸	一一、七六三坪	三、〇〇七
事務所(事務所)	六七	一一、五二六	一、九二四
雑居(雑居)	四八	三、四三三	七一一
工作物	一三五	六、八〇四	三六九
計	—	—	四七〇
合計	二五〇	一一、七六三	三、四七七

(2) 河川工事用建築物(内務省國土局河川課調)

各都道府縣及出張所に照會して得た數字を合計して求めた。評價は終戦時現在建築費を基礎とした。

區分	數	量(坪)	被害額(千円)
木造	三、七三九	—	五四七
コンクリート造	一四	—	三

合計	三、七五三	五四九
----	-------	-----

以上内務關係の合計は左の如くである。

區分	數量(坪)	被害額(千円)
廳舎關係	二二、七六三	三、四七七
河川工事	三、七五三	五四九
計	二六、五一六	四、〇二六

(三) 外務省關係(外務省總務局政務課)

原則として「評價基準」によつたが建築年次耐久年數は臺帳記載のものをそのまま使用した。

區分	數量(坪)	被害額(千円)	建物のみの被害額(千円)	工作物被害額(千円)
外務本省	四、八七二	九九一	八五〇	一四二
秘書官及電信官舎 (住宅建)	二二八	一一一	三〇	七二
“(雜居建)	一、一三五	二二二	一一九	二八
大臣官舎	三八〇	二〇二	一七三	二八
次官官舎	五三七	五六	四〇	一六
電信課長官舎	一一二	三〇	二一	九
會計課長官舎	八一	一一	九	二
備外人官舎	一五三	一一	一	二

(四) 大藏省關係(大藏省大臣官房文書課)

(1) 公用財産關係(大藏省大臣官房會計課)

原則として「評價基準」によつたが例外として左の如き基準算出方法を採用した。

イ、被害程度

- (1) 全焼、全壊——被害程度一〇〇%のもの
  - (2) 半焼、半壊——“ 五〇%のもの
  - (3) その他——約二〇%程度の被害を受けたものを調査対象とした。
- ロ、耐久年數

區分	數量	被害額(千円)	建物のみの被害額(千円)	工作物被害額(千円)
大東亞大臣官舎	一四五	二二九	二二九	—
大東亞省(物置)	二一	〇・二	〇・二	—
大東亞本省	—	九一	—	九一
大東亞錄成院	七〇	二二	二二	—
小計	七、七四一	一、八七七	一、五一五	三六二
神戸移住教養所	一、五七一	四八九	三九四	九四
東京支那文化研究所	九三四	八六三	七三五	一二八
京都支那文化研究所	七五〇	七〇五	五七二	一三四
船橋分室	一五六	一三九	一〇〇	三九
長崎移住教養所	—	一一	—	一一
小計	三、四一一	二、二〇七	一、八〇一	四〇六
合計	一一、一五一	四、〇八四	三、三一六	七六六

(1) 鐵筋コンクリート造 六〇年  
 (2) 木造 三〇年  
 (3) その他 三〇年

財 阪 大	局 務 財 京 東	省 本		局 別
		雜 倉 工 住 事	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	
工 住 事	雜 倉 工 住 事	雜 倉 工 住 事	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	區 分
場 宅 務 所 建	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	數 量 (坪)
〇 〇 〇	七、六七八 七二九 一一〇〇 四七七	一、〇二六 一一六〇 〇〇〇 九二〇〇	六、三五三 四七七	建 物
三、一六五	一、〇二〇 七三 二二〇〇 四七	九一 一六〇〇 〇〇 七五〇	八七九	被 害 額 (千 円)
〇 〇	五 六 六	三 九	四 七	工 作 物 被 害 額 (千 円)
〇 〇	二 八 二	〇 〇	〇 〇	合 計 被 害 額 (千 円)
〇 〇	一、三〇二	一 二 九	〇 〇	

局 務 財 島 廣	局 務 財 屋 古 名	局 務 財 臺 仙	局 務
雜 倉 工 住 事	雜 倉 工 住 事	雜 倉 工 住 事	雜 倉
計 屋 庫 場 宅 務 所 建	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	計 屋 庫 場 宅 務 所 建	計 屋 庫
〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇
一、〇八三	二、三三七	二、三三六	二、二二八
一、七五五	三、三三四	四一五	三、七六五
〇 〇	八四三	一五二	三七二
〇 〇	一九四	二七〇	〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇
二二六	二、六四三	一〇二	四七
二九〇	三、三四七	一四七	六五〇
四七	三九三	四三	三七
二七	〇 〇	二〇	〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇
四二	四二一	一〇	五六
三三二	三、七五八	一五八	七〇六

刷 印	局 幣 造	局 賣 專	局 務 財 本 熊
工 住 事	雜 倉 工 住 事	雜 倉 工 住 事	雜 倉 工 住 事
場 宅 務	計 屋 庫 場 宅 務	計 屋 庫 場 宅 務	計 屋 庫 場 宅 務
所 建	所 建	所 建	所 建
二、一九一 一、一四九 一四、二三九	五、三七七 三七九 二四	八七二 二、七八一 一、三二一 二四 三七九	二、二八六 一、八八八 一、〇〇〇 〇〇 三、四五六 九〇四 二六六
一、六七五 一、七四九 一〇、二〇三	一、七一七 一五八 一〇	四二一 五〇〇 六二八 一〇	一、一七〇 一八〇 四四七 二、五一五
	二、三三六	七、八二八 一、四五九	一六六
	一、九五三	九、二八七	二、六八二

計 合	局
雜 倉 工 住 事	雜 倉
計 屋 庫 場 宅 務	計 屋 庫
所 建	所 建
一、七三二 三、二三三 二二、五四三	一、七三二 一、三二六 一五、七六四
二七、二〇四 五、三七三 五二、九〇九 六八、六三〇 三九、〇九九 一九三、二二五	八一一 一、三二六 九、一七〇 二、三七二 一四、二六九 三、六六五 三、八九四 三三、三六九
	二、五〇六 一八、二七〇
五、二〇七	三八、五七六

(2) 雑種財産關係 (主として舊軍關係建築物——大藏省國有財産局第一管理課調)

被害額は原則として「戦災官有財産評價基準」により評價算出したものであるが、詳細は左の如くである。

イ、被害建物はこれを「評價基準」により区分し夫々につき各地方に照會調査を行つた。

ロ、評價は國有財産臺帳の燒失により取得年次、取得價格不明のため次の要領により昭和二〇年八月の價格を評價した。

- (1) 取得年次は平均して昭和一六年に取得したものと推定し經過年数は五年とす。
- (2) 取得價格 (臺帳價格) は鐵筋コンクリート造平均坪當り三〇〇圓、木造建物甲二〇〇圓、乙一八〇圓、丙一二〇圓と推定す。
- (3) 耐久年数は鐵筋コンクリート造六〇年、木造甲三〇年、乙二〇年、丙一〇年とす。(「評價基準」と同じ)



(4) 物價の變動率は日銀調査の東京卸賣物價總平均指數による。  
 (5) 被害程度の區別は次による。  
 (イ) 大は被害程度が一〇〇%のものとする  
 (ロ) 中は被害の程度が概ね平均五〇%のものとする  
 (ハ) 小は被害の程度が概ね平均二〇%のものとする  
 工作物は建物の評價に準じ終戦時の被害額を算出した。

局別	區分	建築			工作物			
		被害大	被害中	被害小	合計	数量	金額	
		數量 (坪)	金額 (千円)	數量 (坪)	金額 (千円)	數量 (坪)	金額 (千円)	
東 京	鐵筋コンクリート	甲	二六、三三三	三、三〇〇	一五、六〇三	五、九四〇	一、三二八	六、六六四
		乙	二四、〇四〇	六、五三三	一五、九三二	一六、八〇七	一、四〇〇	三、四九〇
		丙	一四、九三三	九、二〇〇	一七、一九四	一、八七三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		計	三三、〇〇七	三、九三九	三、六五三	二、三三四	三、四〇三	三、四〇三
大 阪	鐵筋コンクリート	甲	一六、一四一	七、四七二	六、〇四三	一六、〇二八	四、〇四〇	二六、〇六八
		乙	一三、八七〇	三、八三三	四、九五二	二、二六八	三、三九	三、三九
		丙	五、〇六三	一〇、九九九	七、〇四三	七、六八	二、九三	二、九三
		計	三三、〇七四	二、二七九	〇	〇	〇	〇
東 京	木 造	甲	二五、四二二	四、七〇七	三、五七	一、五五二	一、七、四四	二、〇三九
		乙	二二、七四四	二、七九九	〇	〇	〇	〇
		丙	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		計	二五、一七六	三、六六二	〇	〇	〇	〇
東 京	木 造	甲	二〇、五九三	四、九四〇	九、七九	一、五五二	一、五五二	一、五五二
		乙	四、六三三	一、四三九	二、二四七	三、四七	九、五	二、〇、九三
		丙	二七、三〇七	九、九三	三、四七	七、四二	一、四九	一、四九
		計	三二、〇〇二	一、四三九	七、四二	二、二四七	二、九	二、九
東 京	木 造	甲	二、二二二	一、八二二	一、二二二	一、二二二	二、二二二	二、二二二
		乙	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
		丙	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
		計	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二

局別	區分	建築			工作物			
		被害大	被害中	被害小	合計	数量	金額	
		數量 (坪)	金額 (千円)	數量 (坪)	金額 (千円)	數量 (坪)	金額 (千円)	
札 幌	鐵筋コンクリート	甲	一、〇、〇〇〇	四、六六	〇	一、六、五九二	一、五五二	一、五五二
		乙	二、二七四	二、七九九	〇	〇	〇	〇
		丙	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		計	二、二七四	二、七九九	〇	一、五五二	一、五五二	一、五五二
仙 臺	鐵筋コンクリート	甲	四、九四〇	一、四三九	二、二四七	三、四七	九、五	二、〇、九三
		乙	二、七三〇	九、九三	三、四七	七、四二	一、四九	一、四九
		丙	三、八〇二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
		計	一、一、三三二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
名 古 屋	鐵筋コンクリート	甲	八、七五三	五、〇、三三	二、二、六三	四、九、五九	四、六三	二、八、六三
		乙	三、九、八〇〇	八、九、九五	三、〇、四八	三、三、九六	七、〇、三	三、四九、一五
		丙	二、二、三三	一、八、四四	九、四、九	八、八、八七	三、八、〇	三、七、五二
		計	一、六、八八五	三、九、〇三	二、八	一、六、六二	一、一、七	一、一、七
廣 島	鐵筋コンクリート	甲	四、七、〇〇	一、四、八、三三	四、九、〇	一、四、九、〇	四、九、〇	二、四、七、八二
		乙	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四
		丙	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四
		計	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二
島 根	鐵筋コンクリート	甲	一、四、八、三三	四、九、〇	一、四、九、〇	一、四、九、〇	一、四、九、〇	二、四、七、八二
		乙	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四
		丙	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四	三、三、〇、四四
		計	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二	一、二、二、二二

建築物工作物總計額	合 計			熊 本			松		
	鐵筋コンクリート	木 造	計	鐵筋コンクリート	木 造	計	鐵筋コンクリート	木 造	計
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙
一、六〇八、〇四六	一、九、九八四	八三、六八八	一、六〇八、〇四六	三〇、九八六	一五〇、三三四	二七、一九三	六二、二五五	四、四八八	一五、四七五
五二、六〇〇	二、四六、八八三	一、六〇、五五三	五二、六〇〇	一四、三三二	四、五七五	九、九六八	一五、三三三	九、六六八	四、五三三
八八四、四四四	三、四、九三三	一、八二、二四五	八八四、四四四	五、四九六	五、二〇六	七、六六	八、八四四	七、六六	三、六二二
二五〇、四四九	八、九三三	一、九、八六四	二五〇、四四九	三、七五七	六、八三六	一、六〇〇	一、六〇〇	五、八七	五、四
六〇〇、二三元	二、五、八六三	一、九、八六四	六〇〇、二三元	七、七五七	五、〇九六	六、三三三	六、三三三	九、五	二、九〇
三、四、四四	一、四、二〇〇	七、二三五	三、四、四四	三、〇六八	二、二九二	七、三三	七、三三	二	一〇、九
三、二、三五元	六、五、〇三三	一、四、九、三五	三、二、三五元	九、六八六	一九七、七五	七、〇一〇	七、〇一〇	九、八	一九、三五
六九、八八四	一、八、六六	一、八、六六	六九、八八四	二、七、九三	二、七、九三	一、七、五五	一、七、五五	四、五	五、三〇
八、二、四八	一、八、六六	一、八、六六	八、二、四八	三、三、七二	三、三、七二	一、七、五五	一、七、五五	四、五	五、三〇

以上大藏省の合計は左の如くである。

被書面積(坪)	被書額(千円)
公用財産	一九三、二二五
雜種財産	三、一一二、五二九
合 計	三、三〇五、七四四
被書面積(坪)	被書額(千円)
公用財産	三八、五七六
雜種財産	七七九、八九二
合 計	八一八、四六八

(5) 司法省關係(司法省大臣官房會計課調)

「評價基準」により算出す。尙工作物は建築物と同方法により評價した。

區 分	數 量(坪)	被書額(千円)	建物のみ被書額(千円)	工作物被書額(千円)
八王子少年刑務所	四三三	二七〇	二五〇	二〇
廣島刑務所	一、九五四	一、六六三	一、六五三	一〇
豐多摩	一一二二	一一二	一一二	〇
千葉	七二七	四七一	四六八	三
松山	三三二	三	二	一
大分	三〇二	三	二	一
高知	一、四四一	二七六	二五八	一八
東京拘置所	二、一九一	一一五	一一四	一
三重	一、三七八	一一六	一一四	二
福井	一、三七八	一一六	一一四	二
東京少年審判所	三七二	三六五	三三四	一一
長崎刑務所	一、四八二	一四九	一一七	三二
多摩少年院	八八〇	二五五	二三〇	二五
鹿兒島檢察院	八〇	六	六	〇
瀬戸少年院	一〇八	二七	二二	六
山口刑務所	二〇	二	二	〇
津司法事務局	五九	四	三	一
神戸	九六	一三	九	四
岡山刑務所	四、四七三	二二五	二一八	七

名古屋拘置所	五〇八	四五	四三	二
名古屋刑務所	四、七五五	三六三	三五六	七
福岡少年審判所	一一八	九八	九八	一
新潟刑務所	六八五	二	二	一
福岡	二二八	八一	六八	一三
名古屋少年審判所	四三一	七	七	一
水戸少年刑務所	二、一〇七	一六六	一六二	四
熊本刑務所	一、七五〇	三三八	三三七	一
宮崎	一八三	二	二	一
廣島少年院	二、九三八	二五〇	二五〇	二
鹿兒島刑務所	一七〇	二七	二七	二
宇都宮	九四	二五六	二五四	二
熊本地方檢察廳	一七〇	一	一	二
岐阜刑務所	三〇	六五	六三	二
神戶拘置所	一、二二七	二二五	二二三	二
和歌山刑務所	四、五二四	二二五	二二三	二
富山	二六八	三五	三五	二
高松	二、四八一	二二五	二一八	二
廣島少年審判所	四、二八一	一〇〇	九七	二
姫路少年刑務所				
静岡刑務所				

府中	二二三	二四	二〇	四
徳島	三、八九八	一六三	一六三	
宮城	三七四	二八六	三五	
司法省	五、五三四	二、九六三	二、五九九	二五
横濱司法事務局	一二七	三六	三六	
大阪刑務所	一、三八六	一九七	一八八	
甲府	四、四〇九	五七六	四四九	
川越少年刑務所	二一	三	三	
豊多摩刑務所	二、〇七八	三三九	三〇三	
青森	二七六	一〇一	九七	
合計	六一、六八九	一〇、七七三	九、九九三	七八〇

(六)

文部省關係(文部省調査局統計課纏)

官立諸學校の被害につき夫々の「坪當建築物平均單價」とその「被害面積」との相乗積を求めこれを合計して總額を算出した。尙「坪當建築物平均單價」の算定は左の如くにして行つた。

(1) 國有財産臺帳價格による「各年度坪當建築物單價」を物價指數により昭和二〇年八月の單價に換算し、それらの「平均單價」三九四圓を算出した。

(2) 次に建築物の附帯工事費は建物單價の概ね三割と考へられるが、地下施設は戰災僅少と見られるので建物單價に比し、附帯工事分を二割と見、一應「附帯工事分を含む坪當建築物平均單價」を前項の額の二割強増四七三圓とした。

(3) 學校建物の被害面積は大破以上の坪數のみ計上されているので、坪數はそのまゝとして、小破の坪數は